

議案第六十一号

杉並区特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十年九月十二日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例

第一条 杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年杉並区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の報酬」を「の議員報酬」に改める。

第二条 杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成十三年杉並区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

第三条 杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第一条中「報酬・」を「議員報酬、」に改める。

第二条の見出しを「（議員報酬）」に改め、同条中「・副議長・」を「、副議長、」

に、「委員長・」を「委員長及び」に、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第三条の見出し中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条中「報酬」を「議員報酬」に、「その」を「その」に、「ついで」を「就いた」に改める。

第四条の見出し中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条中「・副議長・委員長・」を「・副議長、委員長、」に、「・辞職・失職・除名・」を「・辞職、失職、除名、」に、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第五条の見出し中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第一項本文中「・副議長・委員長・」を「・副議長、委員長、」に、「場合の」を「ときの」に、「報酬」を「議員報酬」に、「とき」を「時」に、「したがい」を「従い」に改め、同項ただし書中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に、「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第二項中「・副議長・」を「・副議長、」に、「議長又は」を「議長若しくは」に、「又は委員長及び」を「、又は委員長若しくは」に、「報酬」を「議員報酬」に、「ついでは、」を「ついでには」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第七条第一項中「・副議長・」を「・副議長、」に改める。

第八条第一項中「・副議長・委員長・」を「・副議長、委員長、」に改め、同条第二項中「・失職・」を「・失職、」に、「報酬月額」を「議員報酬月額」に改め、同条第三項中「・副議長・委員長・」を「・副議長、委員長、」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第一条による改正（杉並区特別職報酬等審議会条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

（設置）

第一条 区議会議員の議員報酬及び政務調査費の額並びに区長及び副区長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による区長の諮問に応じ、審議するため、区長の附属機関として、杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（設置）

第一条 区議会議員の報酬及び政務調査費の額並びに区長及び副区長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による区長の諮問に応じ、審議するため、区長の附属機関として、杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第二条による改正（杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する

条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

（趣旨）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百条第十四項及び第十五項の規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百条第十三項及び第十四項の規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

第三条による改正（杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

杉並区議会議員の報酬及び費用
弁償等に関する条例

杉並区議会議員の報酬及び費用
弁償等に関する条例

（通則）

（通則）

第一条 杉並区議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当については、この条例の定めるところによる。

第一条 杉並区議会議員の報酬・費用弁償及び期末手当については、この条例の定めるところによる。

（議員報酬）

（報酬）

第二条 議会の議長、副議長、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第三条 議員報酬は、議長及び副議長にあつてはその選挙された当月分から、委員長及び副委員長にあつてはその選任された当月分から、議員にあつてはその職に就いた当月分から、それぞれ支給する。

(退職等の場合の議員報酬の支給方法)

第四条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。

(再就職した議員に対する議員報酬の支給方法)

第五条 議長、副議長、委員長、副委員長及

第二条 議会の議長・副議長・常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長・副委員長並びに議員の報酬は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第三条 報酬は、議長及び副議長にあつては、その選挙された当月分から、委員長及び副委員長にあつては、その選任された当月分から、議員にあつては、その職について当月分から、それぞれ支給する。

(退職等の場合の報酬の支給方法)

第四条 議長・副議長・委員長・副委員長及び議員が任期満了・辞職・失職・除名・死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。

(再就職した議員に対する報酬の支給方法)

第五条 議長・副議長・委員長・副委員長及

び議員が、議員の職を離れた場合において、その月に再び議員に就職したときの当月分の議員報酬は、前二条の規定にかかわらず、離職の時の職に従い、第二条に定める額の一月分を支給する。ただし、再就職した議員がその月に議長若しくは副議長に選挙され、又は委員長若しくは副委員長に選任された場合の当月分の議員報酬は、それぞれその最も高い額によりこれを支給する。

2 議長、副議長、委員長及び副委員長の職にある者が辞職等によりその職を離れた後、その月に再び議長若しくは副議長に選挙され、又は委員長若しくは副委員長に選任された場合の当月分の議員報酬は、前二条の規定にかかわらず、その額の時と同じときはその額を、その額に差のあるものについては、その額の多きによりこれを支給する。

び議員が、議員の職を離れた場合において、その月に再び議員に就職した場合の当月分の報酬は、前二条の規定にかかわらず、離職のときの職にしたがい、第二条に定める額の一月分を支給する。ただし、再就職した議員がその月に議長又は副議長に選挙され、若しくは委員長又は副委員長に選任された場合の当月分の報酬は、それぞれその最も高い額によりこれを支給する。

2 議長・副議長・委員長及び副委員長の職にある者が辞職等によりその職を離れた後、その月に再び議長又は副議長に選挙され又は委員長及び副委員長に選任された場合の当月分の報酬は、前二条の規定にかかわらず、その額の時と同じときはその額を、その額に差のあるものについては、その額の多きによりこれを支給する。

(議員報酬の支給期日)

第六条 議員報酬は、毎月分をその月の二十五日から末日までに支給する。ただし、前二条の規定により議員の身分を離れたときは、その期日前においても、これを支給することができる。

(費用弁償)

第七条 議員(議長、副議長、委員長及び副委員長を含む。)が公務のため杉並区の区域外に旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2及び3 略

(期末手当)

第八条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で三月一日、六月一日及び十二月一日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職するものに対しては、期末手当を支給する。基準日前一月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した者

(報酬の支給期日)

第六条 報酬は、毎月分をその月の二十五日から末日までに支給する。ただし、前二条の規定により議員の身分を離れたときは、その期日前においても、これを支給することができる。

(費用弁償)

第七条 議員(議長・副議長・委員長及び副委員長を含む。)が公務のため杉並区の区域外に旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2及び3 略

(期末手当)

第八条 議長・副議長・委員長・副委員長及び議員で三月一日、六月一日及び十二月一日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職するものに対しては、期末手当を支給する。基準日前一月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した者

（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職、除名又は死亡の日現在）における第二条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月に支給する場合には百分の百八十、十二月に支給する場合には百分の百八十五を乗じて得た額において百分の百八十五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間		割 合
基準日が三月一日又は六月一日	基準日が十二月一日で	

（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職・失職・除名又は死亡の日現在）における第二条に定める報酬月額及びその報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月に支給する場合には百分の百八十、十二月に支給する場合には百分の百八十五を乗じて得た額において百分の百八十五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間		割 合
基準日が三月一日又は六月一日	基準日が十二月一日で	

三月	ある場合	
一月十五日以上 三月未満	三月以上六 月未満	百分の六十
一月十五日未満	三月未満	百分の三十

3 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が議員の身分を離れた場合において、その月又は翌月に再び議員に就職したときは、引き続き議員として在職したものとみなす。

4 略

三月	ある場合	
一月十五日以上 三月未満	三月以上六 月未満	百分の六十
一月十五日未満	三月未満	百分の三十

3 議長・副議長・委員長・副委員長及び議員が議員の身分を離れた場合において、その月又は翌月に再び議員に就職したときは、引き続き議員として在職したものとみなす。

4 略